

雇用保険を受給中のみなさまへ 失業認定日等についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、雇用保険受給者のみなさまへ期間を定めた特例措置を設けているところです。今般の緊急事態宣言の発令を受けて、ハローワークとして更なる感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があります。つきましては、緊急事態宣言発令中の期間、失業認定日について下記のとおり取り扱うことといたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1 原則として郵送により失業の認定を行います。

認定日の当日以降7日以内に「受給資格者証」と「失業認定申告書」と本人宛返信用封筒（切手貼付）を管轄ハローワークあてに郵送してください。失業認定申告書の記載は受給資格者のしおりを参照してください。（備考欄には「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に出頭することが困難」と記載してください。）ハローワークでの認定処理後、ご自宅へ「受給資格者証」と「次回失業認定申告書」を郵送します。なお、ご本人確認が必要な手続き（雇用保険の受給申し込みや振込先口座番号の変更手続き）については、郵送による取り扱いの対象とはなりません。また、認定日より前に送付することのないようご注意ください。

2 当初の失業認定日での認定を希望する場合

当初予定していた認定日での来所を希望する方は、十分な感染予防にご協力いただいたうえで、予定どおり当初の認定日に失業の認定を受けることができます。その場合、事前の連絡は必要ありません。

3 求職活動実績について

緊急事態宣言発令中の期間が認定期間に1日以上含まれる方で、感染を懸念する等の理由により求職活動を行うことができなかった場合は、感染拡大防止の重大性・緊急性により特例措置として求職活動実績の基準を適用せずに認定を受けることができます。

※失業認定日等の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた緊急事態宣言発令中の限定的な特例措置となります。感染拡大の状況によっては、この取り扱いを延長する場合があります。

※ご不明な点は管轄ハローワークへご相談ください。なお、問い合わせの増加により電話がつながりづらくなることが予想されます。大変ご迷惑おかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。



茨城労働局 茨城県内各ハローワーク